

## 検討のためのたたき台

（第3－2 性的姿態の画像を没収・  
消去することができる仕組みを導入す  
ること）

## 第3-2 性的姿態の画像を没収・消去することができる仕組みを導入すること

### 1 有罪判決による没収

新設する撮影罪（第3-1）により生じた画像が複製された物を没収することができるものとする。

#### 〔検討課題〕

- 理論的根拠
  - ・ 複製された物（以下「複製物」という。）を没収できるものとする理論的根拠についてどのように考えるか。
- 没収の範囲
  - ・ 没収できるものとする複製物の範囲についてどのように考えるか。  
（例）
    - ① 画像の原本にモザイク等の加工が施された結果、同一性を失ったものが複製された場合
    - ② 画像の原本のうち、性的姿態を含まない部分だけが切り取られて複製された場合
    - ③ 複製物の画像が更に複製された場合
  - ・ 新設する撮影罪（第3-1）により生じた画像以外にも対象とすべきものがあるか。

### 2 行政手続による没収・消去

(1) 行政手続上の制度として、アの対象画像について、イの措置を採ることができるものとする。

#### ア 対象画像

- ① 新設する撮影罪（第3-1）に当たる行為により生じた画像
- ② 「児童ポルノ」を構成する姿態に係る画像

#### イ 措置

- ① 刑事事件の押収物に対象画像が記録されているときは、対象画像が記録された物を没収し、又は電磁的記録である対象画像を消去すること。
- ② ①の押収物に記録されている電磁的記録である対象画像が、その押収物に電気通信回線で接続している記録媒体に記録されているときは、その対象画像の保管者に対して消去を命じること。

(2) (1)の措置は、捜査機関が行うものとし、当該措置に対する不服申立ては、当該措置を採った捜査機関の上位の機関に対して行政上の手続として行うも

のとし、更に不服申立てがなされたときは、裁判所が審査を行うものとする。

## 〔検討課題〕

### 【総論】

- 理論的根拠
  - ・ 行政手続上の制度として没収・消去することができるものとする理論的根拠についてどのように考えるか。

### 【(1)について】

- 没収・消去の対象
  - ・ (1)アの対象画像についてどのように考えるか。他に対象画像とすべきものがあるか。
- 措置の対象とする範囲
  - ・ 被害の実態や現実的な対応可能性を踏まえ、(1)イの措置の対象とするものの範囲についてどのように考えるか。

### 【(2)について】

- 判断又は措置の主体
  - ・ 検察官と警察官のいずれとするか。
- 手続保障等の在り方
  - ・ 事前・事後の手続保障の在り方についてどのように考えるか。  
(例)
    - ① 没収・消去の判断の前にどのような手続を行うものとするか。
    - ② 不服申立ての手続をどのようなものとするか。
  - ・ 財産権の制約に対する補償の要否についてどのように考えるか。